

合併に伴って住所の表示が変わったら (その2)

合併に伴って住所の表示が変わったら (その2)

項目	対象	住所変更の手続きについて	問い合わせ先
⑨NHK(日本放送協会)の契約関係	NHKとの契約者	必要ありません。	NHK新潟放送局 ☎025-230-1651
⑩電話などの契約関係	電話などの契約者	必要ありません。	NTT東日本 ☎116
⑪電気料金・契約関係	電気の契約者	必要ありません。 ※契約名義を変更する場合は、手続きが必要となります。	東北電力コールセンター ☎0120-175-466
⑫公共職業安定所関係	事業所雇用保険受給者	必要ありません。 ※雇用保険受給資格者証は、本人が修正してください。	新津公共職業安定所 ☎22-2233 ※合併後の管轄に変更はありません。
	雇用保険適用事業所	必要ありません。	
⑬労働基準監督署関係	事業主など	必要ありません。	新津労働基準監督署 ☎22-4161
⑭国民年金・厚生年金関係	国民年金・厚生年金受給者	・必要ありません。 ・現在の年金証書・手帳は、そのまま使えます。	新潟東社会保険事務所 ☎025-283-1010
	国民年金加入者		
	厚生年金加入事業所	必要ありません。	
⑮政府管掌健康保険(社会保険)	社会保険の被保険者証をお持ちの人	必要ありません。	
⑯自賠償・生命保険関係	保険契約者	変更手続きの必要の有無とその手続き、必要書類などについて、各保険会社にお問い合わせください。	各保険会社
郵便物関係	郵便利用者	必要ありません。 ※郵便物のあて先は旧住所でも配達されますが、機会をとらえて差出人へ新住所をお知らせください。	新津郵便局 ☎22-0200
⑰貯金通帳・証書関係	貯金者など	・必要ありません。 ・郵便貯金通帳からの公共料金の口座引き落としなども、従来どおり取り扱われます。	
⑱簡易保険	簡易保険契約者	必要ありません。	

項目	対象	住所変更の手続きについて	問い合わせ先
⑤自動車運転免許証	免許証をお持ちの人	・必要ありません。 ・次回の運転免許証の更新の際に手続きをしてください。 ※次回の更新前に変更を希望する場合は、地区の交通安全協会や運転免許センターで手続きをしてください(この場合の手数料は無料です)。	新潟県運転免許センター(聖籠町) ☎025-256-1212 (財)新津地区交通安全協会 ☎24-7666
⑥旅券(パスポート)	旅券をお持ちの人、およびこれから申請する人	・必要ありません。 ・旅券最終ページの「所持人記入欄」の現住所を本人が訂正してください(ただし、ほかのページに書き込みをすると、旅券が無効となりますのでご注意ください)。 ・旅券発給申請のために提出する住民票や戸籍謄(抄)本は、発行後6カ月以内のものであれば、合併前のものでも使用できます。また、申請の際に提示する免許証や保険証などの本人確認書類も、有効期限内であれば合併前のものでも使用できます。	新潟県パスポートセンター(朱鷺メッセ内) ☎025-290-6670
⑦土地・建物などの登記簿	不動産所有者	・必要ありません。 ・所在(表題部)は職権で修正します。 ・所有者などの住所は、新市名に変更されたものとみなされます。 ※新市名に変更することを希望する場合は、新市が発行する合併証明書添付して登記することができます(市名変更に伴う登記の登録免許税は無料です)。	新潟地方法務局新津支局 ☎22-0501
⑧会社などの商業登記・法人登記など	会社・法人の代表者など	・必要ありません。 ・新津市に本店を有する会社などの本店や主たる事務所、および役員等の住所は法務局で修正します。 ※この修正がされるまでの間に変更を希望する場合は、新市が発行する合併証明書を添付して、変更の申し出をすることができます(市名変更に伴う登記の登録免許税は無料です)。	新潟地方法務局新津支局 ☎22-0501 ※商業・法人登記については、合併と同時に登記の管轄が新津支局から新潟地方法務局(新潟市西大畑町5191番地、☎025-222-1561)へ変更となりますので、ご注意ください。